



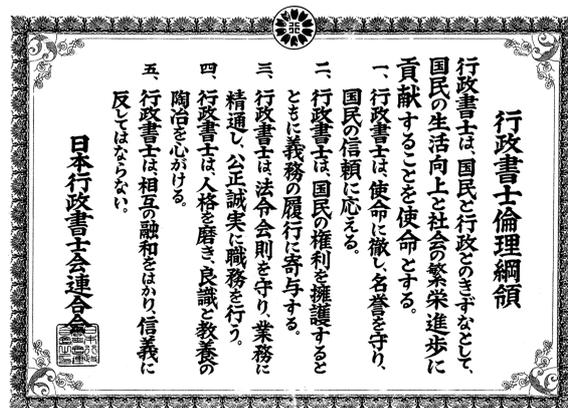
愛知

- 愛知県行政書士会令和4年度第72期定時総会
- 令和4年度 日本行政書士会連合会定時総会
- 令和4年度 日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会



目次

NPO法人の活動から	愛知県行政書士会 常務理事 森越 靖	1
愛知県行政書士会令和4年度第72期定時総会		2
令和4年度日本行政書士会連合会定時総会報告		3
令和4年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会		4
令和4年度日行連会長表彰受賞者名簿		5
行政書士のための相談業務マスター講座2022		5
手続実施者候補者のためのブラッシュ・アップ講座		6
外国人の社会保険、労働保険に関する研修会		6
事業承継について 第12回	税理士・公認会計士 浅野 佳史	7
日常家事の連帯責任をめぐって	南山大学法学部教授 伊藤 司	10
お知らせコーナー 会員名簿について（お知らせ）		14
土地利用部からのお知らせ		15
ライブラリ研修動画一覧		16
ライブラリ研修申込書		18
業務相談会のお知らせ		19
業務相談会申込書		20
会員訪問記（東三支部 水野 悠会員）	会報委員 山崎 仁	21
支部だより		22
事務局だより		27
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		30
コスモスあいちコーナー		38
あとがき		39



NPO法人の活動から

常務理事 森越 靖

設立から携わっているNPO法人が事業も順調に推移し早くも9年目を迎えようとしています。

行政書士開業間もない頃でしたが、年齢を重ねるごとにボランティアなど福祉活動にも関心を持っていたところ、建設業許可申請を受託した会社から、障がいのある方の賃金向上と雇用拡大を目指すNPO法人の設立の計画があることを聞きました。有り難いことにその活動に誘っていただき、微力ながら今でもお手伝いをしています。

このNPO法人は電気通信工事の事業者が集まり設立されました。知的障がいのある方等が利用する就労継続支援事業所へ、工事現場等で出た廃電線の皮膜剥離、銅線の取り出し作業を委託し、その銅線の売却益から作業賃金へ還元するという活動をしています。

因みに、令和2年度において、就労継続支援事業所の利用者の全国平均賃金は、A型で月額約7.9万円、B型で月額約1.6万円となっています。国が改善を図っているもののまだまだ低い水準にあるのが現状です。事業所の運営もなかなか厳しく、障がいのある方が作業できる仕事の量が絶対的に不足しているのも原因のひとつと言われています。

設立以来8年の活動で、電線を提供してくださる電気工事業、電気通信工事業の会社が100社近くにもなり、また剥離作業を委託できる事業所も19ヶ所まで増やすことができました。今後も作業機会・仕事量の確保、賃金向上のため、先にも述べましたが微力ながらこの活動に協力していきたいと考えています。

また、この活動を通して、障がいのある方やその

方たちを支える職員と接する機会が増えました。このNPO法人では年一回、障がい者施設や障がい者を雇用している会社を訪問し、取り組みについて説明を受け、作業を見学させていただいています。その作業内容も農作業やレストラン運営、絵やアート作品の制作など事業所によってさまざまです。

栃木県足利市にある「こころみ学園」の開拓した傾斜40度、6万平方メートルもの葡萄畑は圧巻で今でも目に浮かんできます。100人を超える園生と100人を超える職員で、葡萄栽培からワイン醸造、販売まで手掛け運営されています。広大な敷地とワイン造りの工程の多さから作業内容も幅広く、また専門的であるため、障がい者の適性を見て能力が発揮できる作業を見つけてあげることが大切とのことでした。

障がい者一人ひとは小さい力であるが、一人ひとりが自分のできることを見つけ、できることに誇りを感じ一所懸命に頑張っている。互いに助け合い結集することで一人ひとりの努力は結実し、働くことに喜びを感じている。不自由のない私には、まだまだできることが多くあるようです。

最後に、皆様にも障がいのある方に対して今まで以上に目を向けてもらえたら幸いです。

愛知県行政書士会令和4年度第72期定時総会

日時 令和4年5月28日(土)
午後1時～4時45分

場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート
名古屋「ザ・グランコート」



令和4年度第72期定時総会が、愛知県副知事古本伸一郎様、日本行政書士会連合会会長常住豊様、日本行政書士会連合会中部地方協議会会長森伸二様のご臨席を賜り開催されました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年を引き続き、開催時間の短縮及び会員の来場についても可能な限り少人数にとどめるなど、通常とは異なる開催方法にて行いました。

会長から令和4年度に向けての挨拶の後、愛知県副知事古本伸一郎様、日本行政書士会連合会会長常住豊様、日本行政書士会連合会中部地方協議会会長森伸二様より祝辞を頂戴しました。

暫時休憩の後、正副議長（議長：碧海支部内藤祐滋会員、副議長：新城支部平畑正孝会員）が選任され、正副議長席に登壇の後、議事は進められました。議事進行の進め方については、総会運営委員長（東三支部青山貴洋会員）より、委任状の調査報告については総会運営副委員長（一宮支部今井隆昌会員）より説明がありました。

定足数の確認

令和4年5月28日現在の個人会員数3,190人

委任状を含んだ出席者数1,762人

（定時総会出席者数106人 有効委任状数1,656人）

以上が確認されたので、議長より本総会は適法に成立するとの宣言がされました。

議事録署名人に昭和支部松葉豪会員、碧海支部佐野佳見会員が選任され、各議案についての報告・審議が行われました。

議題

第1号議案 令和3年度事業経過報告

提案報告の後、質疑応答が行われました。

第2号議案 令和3年度会計決算承認の件

提案説明、監事からの監査報告及び質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

第3号議案 コロナ支援金承認の件

提案説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

第4号議案 令和4年度事業計画（案）承認の件

提案説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

第5号議案 令和4年度会計予算（案）承認の件

提案説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

第6号議案 令和5年度暫定予算（案）承認の件

提案説明の後に採決が行われ、可決承認されました。

新型コロナウイルス感染防止のため、昨年に引き続き愛知県行政書士会政治連盟定期大会終了後の懇親会は、本年度も中止としました。

令和4年度日本行政書士 会連合会定時総会報告

日 時 令和4年6月16日(木)
午後1時～6時

場 所 ホテルニューオータニ「鶴の間」



6月16日、東京都千代田区のホテルニューオータニにおいて、日本行政書士会連合会（以下、「日行連」と略）の定時総会が開催されました。

落ち着きを見せているとはいえ、いまだコロナ禍でもあり、親睦懇親会は中止とし、感染予防対策が十分に講じられたうえでの開催となりました。

総会に先立ち、総務大臣表彰、日行連会長表彰の表彰状授与式が行われ、愛知会からは17名（名簿は別添参照）が表彰されました。

「開会の言葉」により総会は開催され、下記の議案が審議されました。議案説明、事前に配布された

質問書、書面による質問回答に沿って議事は進行され、再質問は1分以内、再々質問は認めないかたちで行われました。

第1号議案 令和3年度事業報告

第2号議案 令和3年度決算報告

両案は一括上程され「異議なし」拍手多数で可決承認されました。

第3号議案 日行連会則の一部を改正する会則（案）

3号議案は、①行政書士の素養の一つとして必要な倫理について、それを養い維持するための研修の受講を義務として定めること、②日行連総会について、大規模災害や感染症の拡大など集合しての開催が困難な場合に備え、オンラインによる開催・実施ができるよう改正すること、が審議され、両案とも賛成多数で可決承認されました。

第4号議案 令和4年度事業計画（案）

「異議なし」拍手多数で可決承認されました。

第5号議案 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について（案）

日行連から上記令和4年度寄付金として1,000万円を支出することについて審議され、賛成多数で可決承認されました。

第6号議案 令和4年度予算（案）

「異議なし」拍手多数で可決承認されました。

以上で令和4年度定時総会のすべての日程が終了し閉会となりました。

ちよつとひと息 「品種登録」～添付書類編～

Q 委任状にも印鑑登録証明書が必要ですか。

A 委任者の住所及び氏名が自署（手書き）で記載されていない場合には、押印とともに印鑑登録証明書が必要となります。印鑑登録証明書は、発行から3か月以内のものを添付してください。

Q 日本や外国の官公署により発行された証明書は、1年前に入手したものでもかまいませんか。

A 日本国内の官公署で発行された証明書は、発行から3か月以内、外国の官公署で発行された証明書は、発行から6か月以内のものを添付してください。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

令和4年度日本行政書士会連 合会中部地方協議会定時総会

愛知会理事 木下 一成

日時 6月10日(金)～11日(土)

場所 ホテルグランヴェール岐山 5階「孔雀の間」

参加会 愛知県行政書士会 石川県行政書士会
岐阜県行政書士会 富山県行政書士会
三重県行政書士会 福井県行政書士会



6月10日(金)午後2時より、ホテルグランヴェール岐山5階「孔雀の間」にて日本行政書士会連合会中部地方協議会の令和4年度定時総会が開催されました。開始に先立ち愛知会前田会長が黄綬褒章を受章されたことが報告されました。

本総会は、日行連高尾副会長と、各単位会からは、

会長、代議員等40名の参加のもと、以下の議案が審議されました。

- 第1号議案 令和3年度事業概要報告の件
- 第2号議案 令和3年度決算報告承認の件
- 第3号議案 令和4年度事業計画(案)承認の件
- 第4号議案 令和4年度予算(案)承認の件

審議は順調に進み、全ての議案が可決承認され午後2時30分、定刻通り終了しました。

コロナ禍の1年でしたがオンライン等の対応により予定の事業が実施できました。

議案審議終了後、各単位会からの意見、要望の交換が行われ、各会の課題となっている職務上請求書の指導管理、コンプライアンス研修のあり方、新たな業務の開拓を中心に活発な意見交換がなされました。愛知会からも、前田会長より親族調査の受託業務については職務上請求書の冊数制限をつけないことを要望されました。

令和4年6月時点ではコロナ禍が沈静化していたこともあり、長良川鶴飼遊覧船にて懇親会が行われました。当日は天候が懸念されましたが無事開催でき親睦を深めることができました。

本総会においては、岐阜会の先生方の準備進行のもと、滞りなく無事に総会を終えることが出来ました。改めてここにお礼を申し上げます。

ちょっとひと息 「品種登録」～添付書類編～

Q 出願したい品種が複数あるのですが、委任状、譲渡証明書等はそれぞれ原本を同じ部数用意しなければなりませんか。

A 複数の願書を同時に提出する場合には、委任状または譲渡証明書等に出願する全ての品種名が記載されていれば、原本1部を1番目の願書に添付し、その他の願書にはそのコピーを添付することでかまいません。

なお、コピーを添付する場合には原本を添付した品種名称をそれぞれの願書の「提出物件及び添付書類の目録」の各該当番号の余白に記載してください。

<記載例> 7. 出願品種の育成をした者と出願者が異なる場合は、当該出願者が品種登録を受ける地位にあることを証明する書面(譲渡証明書等)(原本は品種名称「〇〇〇〇」の願書に添付。)

Q 譲渡者が複数人で譲受人が一人の場合、譲渡証明書はそれぞれ1枚ずつ必要ですか。

A 譲渡証明書の譲渡者欄に連名で記載してもかまいません。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

令和4年度日行連会長表彰受賞者名簿



令和4年度 日行連会長表彰受賞者

支部	会員No	会員名
中央	4510	中村 美帆子
西北	5173	森越 靖
名古屋	4351	本多 証一
名南	683	涌田 精久
名南	749	小寫 招啓
名南	4450	川津 聖司
東名	791	安藤 陽得
知多	823	瀧田 英世
岡崎	736	倉谷 政伸
豊田	691	小笠原 勝弘
豊田	809	村上 行洋
碧海	4477	岡田 英紀
東三	705	加藤 武
東三	824	伊藤 之勇
東三	841	川崎 恭也
東三	2916	山口 妙子
東三	3435	小柳津 えみ

行政書士のための相談業務マスター講座2022

ADRセンター愛知 子安 幸代

日時 令和4年7月4日(月)

午後1時～3時30分

場所 愛知県行政書士会館3階会議室（一部ライブ配信）

講師 光永 謙太郎会員（東京都行政書士会）

参加者 会場参加：18名 ライブ視聴：44名



ADRセンター愛知では、東京会前理事、行政書士ADRセンター東京前センター長、日行連・ADR推進本部前本部員としてご活躍後、現在は行政書士ADR調停人の調停スキルアップや行政書士の相談力向上のための研修会を精力的にこなし、後進の育成にも努めていらっしゃる光永謙太郎会員を、今年度も講師としてお招きし、全会員を対象に研修会を開催いたしました。

今回は「メディエーターのススメ～行政書士とADR～」と題し、第1部のライブ配信では、ADR調停人に求められるメディエーション・スキルについて、メディエーターとは何か、メディエーションのメカニズムとその流れの理解から、行政書士業務への活かし方までをご講義いただきました。第2部では、メディエーション・スキルから「聴く」コミュニケーション・スキルをさらに掘り下げた傾聴トレーニングを会場参加者に実際に体験していただきました。

昨年度コロナ禍により研修会開催の延期を余儀なくされましたが、今年度会員皆様方のご理解とご協力の下、開催させていただくことができましたこと、御礼申し上げます。

当センターでは、原状回復にまつわる敷金トラブル、外国人の就労・就学、自転車事故、ペット・トラブルの4分野について、事前手続説明会・調停を実施しております。4分野についてのお困りごとがありましたら当センターまでお問い合わせ下さい。

手続実施者候補者のための ブラッシュ・アップ講座

ADRセンター愛知 子安 幸代

日 時 令和4年7月5日(火)

午後2時～5時

場 所 愛知県行政書士会館3階会議室

講 師 光永 謙太郎会員(東京都行政書士会)

参加者 会場参加：11名



本講座の講師として、現在東京会北支部副支部長、ADRセンター東京調停人としてご活躍中の光永謙太郎会員をお招きして、当センター手続実施者候補者のためのブラッシュ・アップ講座を開催いたしました。

前日に実施された、一般会員に向けた研修会でのメディエーション入門編に引き続き、本講座では、メディエーションの実務と題してまず、調停のステップを確認し、対話促進型調停の和解のメカニズムについてご講義いただき、調停理論の理解を深めました。その上で、グループに分かれ、調停ロール・プレイを実践しました。ロール・プレイ中、調停人役の「傾聴」について、スキルをどのように使うとより有効のかを、実際の場面で、個別具体的にご指導いただきました。グループ・ワーク後、全体でのロール・プレイを行い、参加者が順に調停人役を務め、傾聴スキルについての共通理解を高めました。

当センターでは、実際に調停を担当する調停人のスキルや事案の論点に対する認識レベルを揃えることで、安定的な調停運営を目指していることから、このようなブラッシュ・アップを目的とした研修を必須として個々の資質向上に取り組んでいます。

当センターでは、このような講座の実施、外部の研修会への参加等により修得した知識や理解を活かしながら、引き続き研鑽を積んでまいります。今後も皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

外国人の社会保険、 労働保険に関する研修会

国際部 山内 麻紀子

日 時 令和4年6月9日(木)

午後2時～4時

場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講 師 愛知県社会保険労務士会会員 武 譲二様

内 容 「外国人の社会保険、労働保険」について
～外国人経営者、外国人従業員～

参加者 3名 ライブ視聴者 122名



近年改正が頻繁にあり、また外国人労働者にも直接関係する分野について、講義していただきました。

具体的には①外国人労働者雇用管理指標等②労働社会保険の適用対象者③外国人の労働契約④外国人の雇入れ時・離職時の届出のルール⑤社会保障協定・脱退一時金・年金定期便等、以上に関して、概要とともに外国人雇用に際し特に注意すべき点について解説をしていただきました。

この分野については、在留資格手続きにあたり出入国在留管理局より細かい指摘があるので、最新の改正情報を含め正しい理解が必要だと感じています。出入国在留管理局の職員の方々も定期的に勉強会を行っているそうです。

また、外国人に限らず、ダブル・ワーク、在宅勤務、変形労働時間制など働き方の多様化に加え、雇用保険及び健康保険・厚生年金の加入義務が拡大する傾向にある状況を踏まえ、注意すべき点に焦点をあてた分かりやすい講義でした。

講師の方は、専門学校や各種団体での講師を歴任されており、講義の分かりやすさと同様に作成くださったレジュメも端的にまとまっており、大変参考になる内容でした。

事業承継について 第12回

浅野佳史税理士事務所 税理士・公認会計士 浅野 佳史

7月の下旬に原稿作成をしております。安倍元総理が暗殺されるというショッキングな事件がありました。参議院選挙は与党の勝利で幕を閉じましたが、政治と宗教との関係等を含めて、安倍元総理を国葬する事について世の中に賛否の意見が渦巻いています。これから日本の将来を左右する論点が沢山出てくるかと思えます。賛成側・反対側双方が納得できるまで十分に議論を尽くし、最後は国のリーダーの決断に委ねるのが理想かと思えます。そしてリーダーは次世代の意見に耳を傾け、次世代を担う若者達にリーダーとしての姿勢を見せて欲しいです。事業承継もまったく同様のものだと思っております。今回は最終稿となります。事業承継に関して言いたい放題の内容となっておりますが、お付き合いの程、宜しくお願い致します。

～全ての経営者の方達へ

～経営理念について～

良い経営理念には3つの内容が含まれていると言われております。1. ミッション(使命感)あるいは社会的存在意義です。会社(事業)は何かしらの付加価値を生みだしています。この価値創造で会社(事業)は社会に貢献しています。2. ビジョン(こうありたいという願望・夢です。)夢や理想がなければ何も始まりませんし、会社(事業)を運営・拡大していく実行力も湧かないのではないのでしょうか。吉田松陰が言ったとされる言葉に「夢なき者に理想なし 理想なき者に計画なし 計画なき者に実行なし 実行なき者に成功なし 故に、夢なき者に成功なし」があります。3. 価値観ないし意思決定や行動基準の拠り所です。少しくだけて言えば、会社(事業)経営で大切にしていること事や大事にしていることです。会社(事業)経営には正解がありませんが、経営者何かしらの答えや判断に迫られることが多々あると思えます。自分自身の答えや判断が正

しかったかどうか自問・自答する際の拠り所となるものでもあります。そしてよい経営理念には次のような4つの効能があります。1. 求心力がある。2. 社員に誇りと自信を持たせる力がある。3. 株主や取引先から信頼を獲得する力がある。4. 優れた人材を集めることができる。これらの効能を得るにはやはり経営理念の浸透が欠かせません。事業承継にあたり、まずは後継者に経営理念を伝えることが最重要課題かと思えます。その上で後継者自身が経営理念を理解し自らの言葉で再構築し、それを従業員に伝え・浸透させていければ、事業承継は済んだと言っても良いのではないのでしょうか。

経営理念を簡単に作成する方法をご紹介します。

6つの質問をもとに経営理念を作成するものです。

①あなたは何のために経営をしていますか？②どのような会社になりたいですか③大切にしたい価値観・社会観・人生観は？④顧客に対する基本的な姿勢は？⑤社員に対する基本的な姿勢は？⑥地域社会に対する基本的な姿勢は？

是非参考にして頂けたらと思います。ちなみに私の経営理念は「あらゆる知見・経験を生かして、会計・税務の知識でがんばっている人・がんばろうとする人を応援する。そしてがんばろうとする人を増やしたい」です。これを作成したのは事務所経営に行き詰まりを感じ、コンサルの方に今後の事務所運営について相談した時です。最初に言われたのが「浅野さんの経営理念は何ですか？」でした。見栄を張って何か答えなくてはと頭を巡らした結果、出てきたのが、自分の好きだった漫画の主人公がつぶやいた言葉「がんばっている人を応援する」でした。子供かと笑われてしまうような内容ですが、これに肉付けをし、自分なりにじっくりいく感じとなりました。経営理念をつくり10年が経過します。その中でがんばる人って皆がんばっているし具体的に誰を

応援するのか、応援するとは具体的に何をすることなのか。記帳代行は本当にその人を応援している事になるのか？ 只の会計事務所の自己満足であって、その会社（個人事業主）が事業成績と向き合う機会を消失させているのではないか。結果、会計事務所が記帳代行する事が業績不振の要因の1つになっていないか等々、たまに自問・自答しています。

経営理念を作成されていない方、頭の中にはあるが明文化されていない方、作成したが従業員ご家族に浸透していないと思われる方、是非、改めて経営理念について考えてみたら如何でしょうか。

～後継者に迷っている経営者の方達へ

このシリーズでご紹介してきました特例事業承継税制の適用を受けるには、会社が特例承継計画を作成し、都道府県に提出し確認書の交付を受けなければなりません。実際にこの特例の適用を受けるには令和6年3月31日までに計画書を提出し、令和9年12月31日までに後継者が経営者になる必要があります。この期限なら自分達は関係ないと言われる経営者の方も多いかと思えます。そんな方達にこそ、特例承継計画書の作成して欲しいです。

遺言書の作成も併せてお願いしたいです。特例承継計画書では後継者の候補者を3名まで記載することができます。後継者に良いのではと思う方達を思い浮かべて、順位付けや承継後の株式の所有割合を試算すると事業承継が実感できるのでお勧めします。同時に遺言書を作成する目的は、事業承継がスムーズに進みかつ配偶者の方が安心して暮らしていただけるためです。後継者に承継株式及び事業用財産等を相続させると配偶者の遺留分を侵害する可能性が高いです。一方、配偶者の方に居住権を確保し安心して暮らしてもらうには自宅及び土地を遺贈又は生前贈与する事もあるかと思えます。このあたりの課題がクリアできるかの検討・把握は大変重要です。既に配偶者の方へ自宅の土地及び建物を生前贈与（婚姻期間20年以上）された方については、相続時に特別受益で認定される可能性がありますので、遺言書の作成時には、配偶者に対する自宅の土地・建物の贈与については、特別受益として持ち戻し免除の旨を

書かれると良いようです。（自宅の土地・建物を遺贈される場合で配偶者の方の生末が心配な方も同様です。）

～後継者が決まっているが、事業承継に躊躇されている方へ～

後継者の方に特例事業承継税制の期限となる令和9年12月末までに事業（会社）を譲り渡すつもりがない方や後継者を決めているが、まだ本人に言うべきではないと考えている方がみなさんの周りにいらっしゃるかもしれません。そのような方達に是非検討して頂きたいのが、種類株式や属人株式での事業承継対策や信託を活用した事業承継対策です。

～種類株式～

活用目的は、遺留分の制約や株式の売買資金の負担を押さえつつ、先代経営者が保有する株式を後継者に集中して承継させるものです。会社法108条1項に定めがあり、その類型は9つあります。代表的なものの1つが拒否権付種類株式でしょうか。黄金株がその典型的な株式の1つです。具体的な活用方法としては、先代経営者が発行済普通株式の全部を保有する場合、定款変更により拒否権付株式を導入し、株式無償割当ての方法により先代経営者に拒否権付種類株式を割り当てて、先代経営者が後継者に普通株式を承継させた後も拒否権付種類株式を保有し続け、会社の重要事項について拒否権を留保しながら後継者の会社経営を監督するというものです。留意点はこの拒否権付種類株式を発行する場合に、同時に譲渡制限株式にすることや先代経営者の死亡や認知症の事態に備えて、これの事由の発生を条件とする取得条項付種類株式とする対策が必要です。なお、拒否権付種類株式を有する先代経営者と後継者との間で意見対立が生じた場合、株主総会が成立しないことになることも覚悟する必要があります。もう1つの代表的なものが株式の属人的定め（いわゆる属人株式）です。例えば、先代経営者が株主である限りはその議決権を1株で100議決権とすると定めます。なお、先代経営者が医師により認知症と診断された場合には、会社の意思決定に空白期間が生ずることも想定されますので、その際には議決が

1株は1議決権となると定めます。その後、先代経営者が経営権をコントロールできる範囲で、後継者に株式を徐々に生前贈与していきます。なお、属人的定めを導入には定款変更が必要であり、その決議は特殊決議が必要となります。また、属人的定めは登記事項ではありませんので、外部からその存在や内容が分からないメリットもあります。

～信託～

遺言代用信託等

先代経営者が所有している自社株式に対して信託を設定します。信託契約の内容は先代経営者が委託者として、生きている間は株式の受益権と株式の議決権行使の指図権（受託者に対する）を持ちます。そして死亡後はその株式の受益権と指図権を後継者（第二次受益者）が取得します。

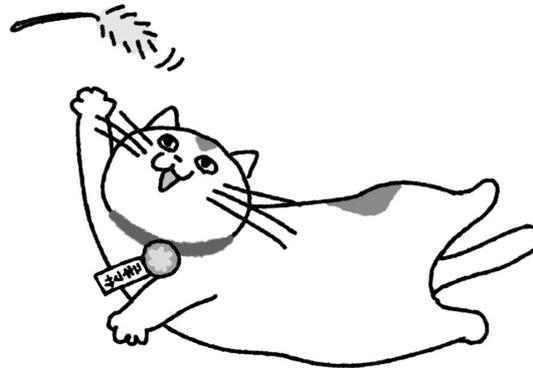
つまり、先代経営者が生きている間は株式を所有しているのと同様の権利があり、死亡後は即、後継者にその権利が引き継がれる効果があります。自筆遺言の場合、遺言書の検認等で経営上の空白期間が生じる可能性があります。そのような心配はありません。また、信託契約は信託行為時点で受益者を固定することで、撤回不能な遺言を作成することが

出来る点でメリットがあると言われています。デメリットとしては遺留分に関する判例がないことです。つまり遺留分の主張を受託者なのか受益者なのか、遺留分算定の基礎となる財産は受益権か信託財産かで学説が分かれているようですし、確立した判例もないようです。そして、信託ですので受託者を選ぶ必要があります。信託会社に依頼した場合は報酬が必要ですが、先代経営者の家族等に依頼することも可能ですが、いずれにしても信頼できる人を選任する必要があります。

なお、信託には後継ぎ遺贈型受益者連続信託というものもあるようです。これは2代以上先の後継者を定めることができるのがメリットです。但し、信託期間には制限があり、30年の期間制限によってその承継ができない可能性がある点に留意する必要があります。

参照

弁護士と税理士が考える中小企業の事業承継（愛知県弁護士会・名古屋税理士会・東海税理士会）事業承継ニュースVOL29（TKC出版）



日常家事の連帯責任をめぐって

南山大学法学部教授 伊藤 司

1. はじめに

民法761条は、夫婦の一方が日常家事について債務を負ったときに、他方配偶者も連帯して責任を負う旨を規定している。この規定は、かつてのドイツ民法典が、夫婦の財産について全面的に決定権を与え、妻には日常の家事を処理する権限のみを認めていた（これを『鍵の権力』という）。この規定などを参考に明治民法では明確に、妻が日常家事については夫を代理する旨を規定していたが（明治民法804条1項）、第2次世界大戦後の改正により、現行規定となり、日常家事につき一方配偶者が他方を代理するような規定ではなくなった。このような規定の仕方はフランス民法典にみられるところであり、特異な立法例ではない¹。

2. 注目すべき判決

この規定につき注目すべき判決は、最高裁判所昭和44年12月18日判決（民集23巻12号2476頁）である。

(1) 事案

AX夫婦の妻Xは婚姻前から、不動産を所有しており、Xが所有権登記をしていた。昭和37年3月、Xの夫Aが経営するB商店が倒産すると、当時、B商店に対して債権を有していたC商会の経営者Yは、債権の回収を図る目的で、Xの所有する不動産を売買する契約をAY間で締結し、Yは登記を移転した。昭和39年にAとXは離婚し、Xは、Yに対し移転登記抹消手続きを求めた。これに対してYは、①XがAに代理権を授与していた、②仮にそうではないとしても、AとXは婚姻していたので、民法761条によりAは日常家事につきXを代理する権限を有しており、表見代理の成立が認められるはずである、という2点を主張した。

第1審・第2審ともに①XからAへの代理権授与は認められないとし、②表見代理の主張に対しては、

第三者において当該行為が日常家事の範囲内に属すると信ずるにつき正当の理由あるときに限り、日常家事代理権を基本代理権とする表見代理法理が適用されるが、本件ではそのような事情は認められないとして、Yの主張を排斥した。そこでYが最高裁に上告した。

(2) 判旨

最高裁判所の判決はいくつかの問題を取り扱う。まず、民法761条が日常家事につき一方配偶者に他方配偶者の代理権を与えた規定であるかについて、「民法761条は、…その明文上は、単に夫婦の日常の家事に関する法律行為の効果、とくにその責任のみについて規定しているにすぎないけれども、同条は、その実質においては、さらに、右のような効果の生じる前提として、夫婦は相互に日常の家事に関する法律行為につき他方を代理する権限を有することを規定しているものと解するのが相当である」と判示して、民法761条が日常家事につき一方配偶者に他方配偶者の代理権を与えた規定であることを確認する。

次に、日常家事の判断基準につき、「日常の家事に関する法律行為とは、個々の夫婦がそれぞれの共同生活を営むうえにおいて通常必要な法律行為を指すものであるから、その具体的な範囲は、個々の夫婦の社会的地位、職業、資産、収入等によつて異なり、また、その夫婦の共同生活の存する地域社会の慣習によつても異なるというべきであるが、他方、問題になる具体的な法律行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属するか否かを決するにあたっては、同条が夫婦の一方と取引関係に立つ第三者の保護を目的とする規定であることに鑑み、単にその法律行為をした夫婦の共同生活の内部的な事情やその行為の個別的な目的のみを重視して判断すべきではなく、さらに客観的に、その法律行為の種

類、性質等をも充分に考慮して判断すべき」という判断基準を示したうえで、

今度は、民法761条に規定されている、代理権を基本代理権として民法110条の表見代理が成立するかにつき、「夫婦の一方が右のような日常の家事に関する代理権の範囲を越えて第三者と法律行為をした場合においては、その代理権の存在を基礎として広く一般的に民法110条所定の表見代理の成立を肯定することは、夫婦の財産的独立をそこなうおそれがあつて、相当でないから、夫婦の一方が他の一方に対しその他の何らかの代理権を授与していない以上、当該越権行為の相手方である第三者においてその行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき正当の理由のあるときにかぎり、民法110条の趣旨を類推適用して、その第三者の保護をはかれば足りるものと解するのが相当である。」と判示し、本件は、「右売買契約は当時夫婦であつたAとXとの日常の家事に関する法律行為であつたといえないことはもちろん、その契約の相手方であるYにおいてその契約がXら夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき正当の理由があつたといえないことも明らかである」として、表見代理の成立を認めず、上告を棄却することとなった。

3. 日常家事とは何か。

まず、民法761条にいう「日常の家事」とはいかなるものかが問題となる。通説は、未成熟の子を含む夫婦の共同生活に通常必要とされる一切の事項を含む、とする²。そして、具体例として、生活必需品の購入、生活家屋の賃貸借契約、家族の医療契約、必需品獲得のための消費貸借契約等があげられている。抽象的には、この見解で妥当なように思われるが、注意すべきは、その範囲は各夫婦の社会的地位・職業・資産・収入などにより異なり、客観的に定まるものではないということである。たとえば、ある夫婦の収入が多ければ、高価なものの購入も必需品の購入にあたるとして、日常家事の範囲内と判断されることになるが、その夫婦の収入があまり多くないときには、同じ物の購入も日常家事の範囲内とは評

価されない、ということになるわけである。このように何が日常家事の範囲内にあたるかは夫婦それぞれによって異なると考えるべきであり、客観的な一定の基準により判断されないというのが通説の見解である。

この定め方の基準をどうするかについては見解が分かれており、通説は夫婦の主観、すなわち夫婦が主観的に日常家事に関するものとして法律行為をしているのであれば、それが日常家事の範囲内と考えるとする「主観説」ともいべき立場である一方³、客観的に、すなわち取引の相手方が日常家事に属すると信じて取引をするのであれば、それ場合に日常家事の範囲内に属するとする、「客観説」ともいべき立場に分かれている⁴。

さらに、今回の判例のように、「具体的な法律行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属するか否かを決するにあつては、同条が夫婦の一方と取引関係に立つ第三者の保護を目的とする規定であることに鑑み、単にその法律行為をした夫婦の共同生活の内部的な事情やその行為の個別的な目的のみを重視して判断すべきではなく、さらに客観的に、その法律行為の種類、性質等をも充分に考慮して判断すべきである。」と考える主観説と客観説の主張の双方とも基準の中に織り込む「折衷説」ともいべき考え方もある⁵。

ここで大事なことは、上述のように、主観・客観いずれの基準でも、その基準は夫婦自身か、取引の相手方かの違いはあっても、人の認識が重要視されており、上述のように夫婦それぞれによって基準が異なり一定しているわけではないということである。このように、人の認識を基準として採用する以上、その基準は、夫婦それぞれに定まるものであり、一定の基準などはあり得ない。この点を前提として、「客観説」「主観説」「折衷説」と分類してみても、いずれも基準としては不分明なものとならざるを得ない。すなわち、誰からみても明白な基準とは決してなり得ない、ということである。このように考えてみれば、主観説と客観説の主張は、ある程度の明確さを目指した基準と考えられるが、どちらもそのために基準に入らずに無視してしまう事情が出てこ

ざるを得ない。このようにある一定に事情を排除することが適当であると言えるかにつき、私見では疑問なしとしない。このような考慮から、判例のとする折衷説が基準としては穏当なように思われる。

4. 民法761条は日常家事につき相手方配偶者に代理権を認めた規定であるか。

最高裁判決によれば、明確に民法761条は、「夫婦は相互に日常の家事に関する法律行為につき他方を代理する権限を有することを規定しているものと解する」とされ、民法761条が、日常家事につき、夫婦相互に代理権を与えた規定であると解されている。このような判断には、通説の代表たる我妻説が、明治民法の規定も踏まえて、明文には規定していないものの、実質的に日常家事につき夫婦相互に代理権を与えていると解していることが影響していると考えられている。もちろん、規定には代理のことが全く述べられていないので、我妻説に反対して、連帯責任となるとの効果のみを民法761条は規定しているとの考えも存する⁶。しかし、我妻説がいうように、代理権を認めないと、日常生活に必要な費用を工面するために、相手方配偶者の所有する物を売却することもできないことになるのは不都合である、との主張は説得力があるものと考えられよう。

さらにまた、最高裁の判旨の書きぶりからして、これほど明確に民法761条が代理権を定めた規定であることを明確にしている以上、最高裁の立場も確固たるものとなっているように考えるべきであろう。このように、代理権を肯定する見解が判例通説であるように思われるが、この考え方をとることの問題点としては、この代理権を基本代理権として表見代理が考えられるという点であろう。

5. 最高裁が表見代理の可能性を認めた理由は何か

では、このような民法761条の理解を前提に、今回の最高裁判例が、民法761条の代理権を基本代理権として、制限付きながら民法110条の表見代理の成立を認めた点を、どのように理解すべきであろうか。

最高裁の挙げる制限付きでのみ表見代理の成立を

認める理由は、「代理権の存在を基礎として広く一般的に民法110条所定の表見代理の成立を肯定することは、夫婦の財産的独立をそこなうおそれがある、相当でない」という考慮である。これは、夫婦の財産について、別産制を採用している（民法762条参照）ことから、広く一般的に表見代理の成立を認めることは、別産制の否定にもつながりかねないという考慮が示されているといえよう。

他方で、表見代理の成立可能性を認めているという点については、日常家事の範囲外であるが取引相手方の信頼を保護する可能性のあることを承認したということを考慮している点も見逃せない。以上2つの相反する考慮のうえに今回の最高裁判決が存することになる。この判決には、本稿でたびたび登場する我妻説が、同様の解釈を主張している点が多いに影響していると考えられている⁷。

まず、前者、すなわち、表見代理を無制限に認めることについてはその不当であることは明らかであろう。せっかく、夫婦別産制を採用したにもかかわらず、表見代理が無制限に成立するとすれば（もちろんその可能性は低いと言えようが）、その不当であることは明らかであろう。

後者、すなわち日常家事の範囲外であるが取引相手方の信頼を保護する可能性のあることを承認した点については、こちらもその可能性は低いものの、この可能性を全く排除することは、取引の安全の観点から、適切ではないように思われる。現に、この後者の考慮から、条件代理の成立を認める判決も登場している⁸。

(1) 反対説（その1：民法110条を全面的に適用すべきだとする考え方）

前者に対して、表見代理の成立にも「正当事由」という制限があるのであり、この制限を適切に運用することにより上述の不当性を回避することができ、しかもその方が夫婦の場合だけ「日常家事の範囲内であると信じるにつき」という制限のもとで表見代理規定も「趣旨を類推」という、特異な解釈手法を採用する必要がないことを利点としてあげる。

この学説は、民法761条の場面だけに特別の取り扱いをすることなく、一般的に認められている表見

代理法理の適用を認めることで、妥当な解決が図られるとする考え方である。この学説によれば、最高裁が理由として述べている「代理権の存在を基礎として広く一般的に民法110条所定の表見代理の成立を肯定することは、夫婦の財産的独立をそこなうおそれがある」という疑念については、表見法理の中に「正当理由」という制限が常に付されていることを考えると、この「正当理由」の制限が適切に運用されさえすれば、判例と同じ範囲で民法110条の適用を認めることが可能で、それで十分であり、しかも、判例のような民法761条に関する場面だけ、「越権行為の相手方である第三者において『その行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき正当の理由のあるときにかぎ』る」という特別の制限をつけることなく、さらに、「民法110条の『趣旨を類推適用』」するという、これまた特別な解釈方法をとることなく、解決を導くことができる点で、より明解な解釈であると考えられる。

しかし、この学説は、最高裁が危惧するように夫婦の財産の独立性を脅かす可能性を完全に否定することはできないのであり、賛成することは困難だと思われる。

(2) 反対説（その2：民法761条の解釈のみで解決すればよいとする考え方）

後者について、反対する論者は、詳細は不明であるものの、判例の言うような民法110条の趣旨を類推適用するよう鍋面は、あまり考えにくく、むしろ、民法761条の「日常の家事」が比較的柔軟な解釈を許すものであることを考えると、民法761条のみで解決をする方が妥当ではないかと主張する⁹。この考えも理解できるものの、現実性は薄いとしても相手方第三者が日常家事と信頼しており、それ自体に過失は認められないが、夫婦の日常家事かどうかの判断としては、日常家事とはいい難い可能性のあることを全く排除して考えてよいか、という点で判断が分かれると言えよう。このような可能性が小さいことに疑問の余地はないように思われるが、上述のように、この可能性を一切排除してよいか、という点につき疑問なしとしないため、私見では判例の立場がより適切であるように思われる。

以上のように考えてみれば、判例の立場（＝我妻説）にも、問題なしとはいえないが、その解決は妥当なもののように思われ、しかも論理的問題も生じているとはいえないことを考えると、強いて反対すべきものではないように思われる。

- 1 三島宗彦「日常家事債務の連帯責任」『家族法大系Ⅱ婚姻』（有斐閣1959年）236頁以下が詳しく外国法を紹介している。
- 2 我妻栄『親族法』（有斐閣1961年）106頁。
- 3 右近健男「判批」判タ635号78頁（1987年）など。
- 4 二宮周平『家族法第5版』（新世社2019年）72頁など。
- 5 我妻（前掲注2）108頁。
- 6 二宮（前掲注4）71頁。
- 7 山本敬三『民法判例百選Ⅰ（第5版）』（有斐閣2005年）71頁は、我妻説が民法110条の表見代理の成立可能性を広く認めていたという点を指摘している。
- 8 名古屋地判昭和55年11月11日判時1015号107頁は、妻が夫の名義で銀行から、医療費および生計費の足しにするという名目で、150万円を借り受けたが、その後妻による弁済が滞り、銀行が夫に弁済の請求をしたという事例で、この借り入れ金が妻の言うような目的に消費された事実が認められないとして日常家事にはあたらないとし、さらに、銀行の担当者が妻の説明を信じて日常家事に属すると信じたことには正当な理由がある、と判断して、民法110条の趣旨を類推適用して、表見代理の成立を肯定し、銀行から夫への請求を認めた。
- 9 河上正二『民法総則講義』（日本評論社2007年）485頁。

お知らせコーナー

重要

会報9月号

会員名簿について（お知らせ）

愛知県行政書士会 総務部

1 本会ホームページでの掲載について

本会では、各種情報を会員の皆様に利用していただけるようホームページに掲載し、その活用を推奨しております。

会員名簿につきましては、以下のとおり掲載を予定しております。

- (1) 掲載日 令和4年9月6日（予定）
- (2) 掲載場所 本会ホームページ → 会員ページ内 → 会員名簿

2 冊子の配付について

希望される会員に対し冊子の配付をいたします。

下記により事務局宛へFAX（052-932-3647）または郵送にてお申し込みください。お電話での申し込みは受付いたしません。

なお、先着100名様限定となっておりますので、お早めにお申し込みください。

- (1) 配付時期 令和4年10月上旬（予定）
- (2) 配付方法 郵送（送料は会員負担）

令和4年度会員名簿 冊子配付の申込書

当年度の会員名簿の冊子での配付を希望します。

_____ 支部

_____ 会 員 名

(会員番号【3～4桁】： _____)

【土地利用部からのお知らせ】

江南市農業委員会事務局より県営水質保全対策事業（昭和用水地区）対象地域の受益地に対する昭和用排水土地改良区の方針について通知がございました。

令和4年6月以降、昭和用排水土地改良区の受益地内の農地転用についてご承知おきください。
通知文書及び受益地のエリア図は下記掲載場所をご参照くださいますようお願いいたします。

【通知内容の概要】

- 昭和用排水土地改良区内において、県営水質保全対策事業の対象地の受益地（以下「受益地」と記す。）については、令和7年度（令和8年3月31日）まで農用地利用計画変更（農振除外）の申請および農地法第4条・第5条の許可は実質できなくなります。
なお登記地目が田の土地が対象です。登記地目が畑の土地は受益地ではありません。
- 受益地の内、白地であれば、分家住宅を建てるための農地法第4条・第5条の許可は可能。
（白地でも分家住宅以外は許可できない。）
- 江南市の条例で定めた都市計画法第34条第12号のエリア内（今市場町・安良町）の受益地も同様の扱いとなります。
- 江南市以外の受益地についても原則同様の扱いとなりますが、依頼者から相談があった場合は、必ず各市町の農業委員会事務局で確認をしてください。

【掲載場所】

通知文書及び受益地のエリア図につきましては、
愛知県行政書士会ホームページ「会員ページ」→「業務部情報」
→「土地利用部」に掲載しております。



件名：【昭和用水地区】県営水質保全対策事業（昭和用水地区）対象地域の受益地に対する昭和用排水土地改良区の方針について（お知らせ）【令和4年6月以降】

研修会動画一覧

ライブ러리研修：会館にて視聴していただきます。次頁のライブ러리研修申込書によりお申込みください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】 - 【ライブ러리】 - 【研修会ライブ러리】にて各自で視聴してください。

(令和4年7月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブ러리 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】	
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○	
2		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○	
3	建設環境部	530	H28. 8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	○	×	
4		531	H28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	○	×	
5		555	R 1. 9.26	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○	
6		573	R 2. 9.23	コロナ禍における建設業許可申請・届出について	○	○	
7		579	R 3. 1.21	建設業許可申請と経営事項審査についての研修会	○	○	
8		594	R 3. 9.29	建設環境部初心者向け業務研修会	○	○	
9		607	R 4. 2. 7	初心者向け建設業許可申請についての研修会	○	○	
10		運輸交通部	551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
11			595	R 3.10. 4	運輸交通部初心者向け研修会	○	○
12	599		R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	○	○	
13	私法部	509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	○	
14		510	H27. 2.18	はじめての国際法2	○	○	
15		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○	
16		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○	
17		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	○	
18		547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○	
19		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○	
20		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	○	
21		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	○	
22		578	R 2.12. 3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○	
23		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	○	○	
24		611	R 4. 6. 9	外国人の社会保険、労働保険に関する研修会	○	○	
25		420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○	
26		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○	
27		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○	
28		534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○	
29		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○	
30		554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	○	
31		571	R 2. 8.24	戸籍の見方に関する研修会	○	○	
32		591	R 3. 9. 2	事業承継に関する研修会	○	○	

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
33	私法部	602	R 3.12. 7	民法（相続法）改正に関する研修会	○	○
34		608	R 4. 2.16	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※特定行政書士会員のみ受講可	○	×
35		610	R 4. 3.17	私法部初心者向け研修会	○	○
36	土地利用部	552	R 1. 8.26	初心者向け土地利用業務研修会	○	○
37		559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○
38		565	R 2. 2.19	農地法許可の審査基準についての研修会	○	○
39		570	R 2. 7.13	不動産に関わる業務手続きについての研修会	○	○
40		575	R 2.10.26	都市計画法 [第34条 1号許可] についての研修会	○	○
41		582	R 3. 2.15	農地法及び土木設計の基礎知識についての研修会	○	○
42		596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○
43		603	R 3.12.17	都市計画法概要及び愛知県開発審査会基準分家住宅の研修会	○	○
44		609	R 4. 2.22	農地法第4条5条許可申請書の書き方及び建築条件付売買予定地の取扱いについての研修会	○	○
45		法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○
46	445		H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
47	511		H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×
48	537		H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
49	540		H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
50	541		H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○
51	564		R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×
52	576		R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【1回目】	○	○
53	580		R 3. 1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【2回目】	○	○
54	584		R 3. 3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○
55	585		R 3. 5.18	改正食品衛生法研修会	○	○
56	590		R 3. 8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	○
57	604		R 3.11.12	CADによる図面作成（基本的操作の出来る方対象）研修会	○	○
58	605		R 4. 1.28	著作権に関する研修会	○	○

ライブラリ研修申込書				
愛知県行政書士会会長 殿			令和 年 月 日	
申込者	氏名			
	支部	支部	事務所TEL・FAX	
	会員番号			TEL () —
	メールアドレス			FAX () —
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 令和〇年〇月〇日▽時	531	平成28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について (入門編)	

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで (受付時間10時～12時、13時～15時)
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX (052-932-3647) にて申込みください。 (視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります)
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もごございますのでご利用ください。

会受領印欄	
-------	--

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について
 開催日 毎月第4木曜日（祝日の場合は第3木曜日に開催）
 時 間 午後1時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について
 開催日 毎月第4木曜日（祝日の場合は第3木曜日に開催）
 時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について
 開催日 毎月第1水曜日
 時 間 午後1時30分

運輸交通部

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務について
 開催日 毎月第2水曜日
 時 間 午後2時30分から一人50分程度

国際部

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について
 開催日 毎月第2水曜日
 時 間 午後1時30分から4時まで

土地利用部

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定
 開催日 毎月第1水曜日
 時 間 午後2時から4時まで

法人経営部

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 私法業務について
 開催日 毎月第2水曜日
 時 間 午後2時30分から一人50分程度

私法部

※初心者対象

令和4年9月1日

会 員 各 位

建設環境部
 運輸交通部
 国際部
 土地利用部
 法人経営部
 私法部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立(法人登記以外)に限定】
- ・ 私法部 初心者向け業務相談会

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書き ください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

会員訪問記



東三支部：水野 悠会員

会報委員 山崎 仁



今回は、東三支部総務担当副支部長で、本会広報部次長も務められている水野悠会員の事務所を訪問し、お話を伺いました。

一開業前のお仕事と、開業のきっかけは？

大学卒業後に株式会社ディスクユニオンに入社後、自分自身もミュージシャンとして活動をしつつ、当時師事していた日本を代表するジャズベーシスト安ヶ川大樹氏と株式会社ダイキムジカを設立し、経営していました。

同社で、著作権に関するアーティストとの契約、著作権管理団体との契約、一般企業との契約といったさまざまな契約書に携わることができ、これらの経験は現在でも非常に重要なものとなっています。

音楽業界で充実した時間を過ごしていましたが、自分自身だけでなく家族との今後を考え、パティシエである妻の店舗を開業・運営するために愛知県に戻りました。

開業を準備する間に、契約関係での問題に触れる機会があり、このようなことが起こらないようにすることはできないかと考えた結果、「予防法務」の専門家としての行政書士を知り、勉強し、合格→妻の店舗より一足先に開業に至りました。

一主な取扱業務は？

民事法務では、相続、遺言、離婚協議書作成など。許認可申請では、建設業、古物商、質屋、入管業務、

帰化許可申請など。また個人・法人を問わず契約書作成、とりわけ著作権関係の契約書作成に力を入れています。

一業務を行う上で気を付けていることは？

お客様の利益を考えつつ適法適切な業務ができるように、また色々な道筋・選択肢を提供できるように常に広い視野を持つことを意識しています。特に契約書作成については、お客様一人一人の状況に合わせて、できる限りリスクを洗い出した提言を行いつつ、共にシミュレーションを行いながら進めています。

一休日は何をされていますか？

子供と公園で遊んだり、BBQをしたりして家族と過ごす時間を大切にしています。また自宅に備えた器具による筋トレでリフレッシュしています。

一開業間もない会員へのアドバイスをお願いします。

私自身も開業後2年位は軌道に乗れず厳しい時期があったので、いつ仕事の依頼が入っても対応できるように、ひたすら業務についての知識を蓄え、その時にできることを精一杯やるのが大事だと思います。私も、その時に作った相続に関するフローチャートは現在でも現役で活用しています。

一今後の抱負は？

お客様と真摯に向き合い、精一杯業務に取り組んで行くという今現在も心掛けていることをより一層磨いていくことを第一としています。

また、私たち行政書士の業務は、各種法律の改正等だけでなく、世間の状況にも大きく影響を受けるものです。知識を増やし、経験を重ねるだけでなく、状況の変化に敏感であること、特に音楽著作権関係においては新たな音楽の提供方法が広がることで起こり得る問題点を的確に掴めるようにすることを心掛けていきたいと思っています。

支部や本会に関わる面では、より一層行政書士の知名度向上に貢献できるように頑張っていきたいと思っています。

誠実で真面目なお人柄の水野会員は、日頃より後輩会員へ親身になって助言や指導を行っておられます。この度は大変お忙しい中、貴重なお時間を頂戴し、誠にありがとうございました。

支部だより

西北
支部

令和4年度 定時総会

会報委員 太田 尚志

日 時 令和4年5月20日(金)
午後5時～8時
場 所 レストランマリクオーレ
出席者 36名



西北支部では令和4年度の定時総会を名古屋市北区の『レストランマリクオーレ』にて開催しました。

新型コロナウイルスの感染拡大もあり、感染症対策を万全に行っている会場のもと、マスク着用と手指の消毒、換気を徹底しての総会となりました。

本会から須崎俊行副会長をお迎えし、大石丈浩会員の司会のもと、櫻井謙至支部長の挨拶をいただいた後、議長に西堀俊徳会員が選出され議事が以下の順で進行されました。

- 第1号議案 令和3年度事業経過報告
- 第2号議案 令和3年度会計決算報告承認の件
- 第3号議案 令和4年度事業計画(案)承認の件
- 第4号議案 令和4年度収支予算(案)承認の件

いずれの議案についても滞りなく報告・説明がなされ、質疑応答を経て満場一致で可決承認されました。最後に横井豊会員から閉会の辞をいただき、無事総会は終了しました。

その後は、同じ場所にて懇親会を行い、3年ぶりに総勢8名の来賓の方をお招きし、お祝いの言葉を頂戴致しました。会員相互の親睦も深めることができ、最後の締め挨拶を佐橋正也会員より頂き、盛会のうちに散会となりました。

昭和
支部

東郷町・日進市地区別懇談会 (ランチミーティング)

会報委員 中津留 太郎

日 時 令和4年6月11日(土)
午前11時30～午後1時
場 所 寿司御殿 赤池本店
出席者 13名



コロナ禍による多人数での会食自粛の緩和を受けて、3年ぶりの開催となりました。東郷町・日進市地区では13名が土曜日のランチの時間に会場に集合しました。武蔵二副支部長の開会の挨拶(写真)の後、黙食でお寿司のランチをいただき、参加者による自己紹介、志水正芳支部長の挨拶、終了時間まで自由歓談を楽しみました。

最近入会したばかりの会員や会食の場に参加するのは初めてという会員もいて、黙食の時間は多少の堅さがありました。食事が終わって自己紹介が始まると一気に雰囲気も和らぎ、出席者は皆思い思いにマスク越しの会話を楽しんでいました。

地区別懇談会は同じ地区内の同業者と交流できる貴重な機会です。身近に様々な専門分野を得意とする知人がいることはとても心強く感じます。

昭和支部の地区別懇談会はこの他、天白地区で6月18日(土)、天狗・原店で開催され14名が出席、昭和区地区で6月25日(土)、浜木綿・山手通本店で開催され17名が出席しました。どの会場でも久しぶりの顔を突き合わせての会食で大変盛り上がりしました。

昭和
支部

令和4年度第1回 支部研修会

昭和支部 岩木 良太

日時 令和4年6月20日(月)
午後1時～3時
場所 天白スポーツセンター1階第2会議室
講師 弁護士 山田 莉可様
(愛知県弁護士会所属)
テーマ 『改正民法を踏まえた公正証書遺言作成の
ポイントと遺言執行者の業務』
出席者 35名(内ライブ配信受講者11名)



今回は、遺言・相続分野のスキルアップを図るため、同分野に精通する山田莉可弁護士をお招きし、上記テーマによる研修会を実施しました。

「遺言書を作りたい」という相談を受けた場面や遺言執行者の就任を依頼された場面など各場面に応じた対応方法について分かりやすく解説をしていただきました。

自筆証書遺言のひな型や遺産目録など実務に直結した資料を提供していただき、公正証書遺言については相談段階から公証役場に行くまでの一連のスケジュールと公証人手数料の算定方法の解説もあり、「とてもイメージしやすい」と初心者の方にも好評でした。

配偶者居住権の設定など民法改正があった部分のポイント解説も役立ちました。

更に弁護士の視点からは紛争にならないために気を付けるべきポイントの指摘があり、予防法務の重要性を再認識することができました。

質疑応答の時間では参加者から多数の質問が出ました。一つ一つに簡潔に回答をいただいたので、初心者からベテラン会員まで、疑問点がスムーズに解消し、今回の研修で学んだ知識の理解が一層深まったように思います。

名古屋
支部

6・7月 無料相談会

会報委員 川津 拓也

日時 令和4年6月21日(火)
午後1時～4時
令和4年7月19日(火)
午後1時～4時
場所 中村生涯学習センター
相談員 合計8名



毎月第三火曜日に中村生涯学習センターにて名古屋支部が開催しております常設無料相談会を6月、7月も予定通りに開催致しました。

6月も平月より相談件数が多く、4月からの3か月間は多くの方が相談に訪れました。

7月は開催日が大雨の悪天候であった事もありながら平月と変わらない相談数があり、お足元が悪い中でも相談にお越し頂きました。

相談内容の内訳としては8割が相続、遺言、贈与に関する内容でした。この傾向については以前から変わらない結果であります。

現在行っている告知方法が個人の方向けといった側面が強いので、相続などに関連した身近に起こりやすい相談が多くなっているかと思われます。

また告知方法に関して、これまでは地域の情報誌を見て訪れる人が中心でしたがここ最近では地下鉄の駅の広告を見て知ったという方も増えてきており、こちらからの流入も今後は増えていくのではないかと思います。

この相談会は行政書士制度のPRという点を目的に置いておりますので、日常生活から起こり得る困り事に対応していく事で行政書士の認知拡大にも繋がっていくかと思えます。

東名
支部

新入会員向け 研修会

会報委員 服部 弘美

日時 令和4年6月24日(金)

午前11時～午後8時

場所 スカイワードあさひ

講師 勝友香梨会員、金林 伸洙会員、
神谷 昌良会員、小河 英仁会員、
河本 清孝会員

テーマ 『行政書士ビジネスと事務所経営戦略講座』

出席者 21名



6月24日、東名支部では「行政書士ビジネスと事務所経営戦略講座」と題し、当支部でご活躍の先生方に講義をご担当いただき、新入会員向けに研修会を開催いたしました。本講座は新入会員相互の交流とコンプライアンス意識を高めることを目的とし、事務所経営におけるコツや、知っておいてほしい一般的なこと等について、4講義に分けて行われました。

1限目はお昼の時間帯ということもあり、ランチ形式で行われ、「私が福祉関係許認可業務のスペシャリストになれたワケ」をテーマに勝友香梨会員が講師を務められました。集客から受任、アフターフォロー、そして売れ続けるための努力、秘策までを福祉関係許認可業務に限定されない切り口でたっぷり伝授していただきました。

2限目は「行政書士ビジネスICT・SNSツール活用講座」をテーマに金林伸洙会員、神谷昌良会員が講師を務められ、行政書士事件簿システムの機能や使い方、またLINE東名支部オープンチャット開設等をご紹介いただきました。

3限目は「円満な業務相談と依頼の受け方、依頼者へのマナー」をテーマに小河英仁会員が務められ、行政書士にとって「業務相談」の意味するものは何か？を基盤に小河会員が業務相談を行う際に意識していることや依頼者へのマナーや想いをお話いただきました。

4限目は「行政書士事務所の成長・持続化経営戦略」をテーマに河本清孝会員が務められ、行政書士として活躍するためにはどうしたらよいか？その基本から業務戦略、行政との関わり方、必ず守らなければならないこと（コンプライアンス重視）など、長年経験しなければ分からない貴重な経験談をお聞かせ下さいました。

午前11時から始まり、懇親会を含め午後8時解散の長時間の研修会となりましたが、ご参加下さった新入会員の皆様からは、大変ためになる貴重な機会だったとのことのお言葉を頂きました。

ちよつとひと息 「品種登録」～添付書類編～

Q 果樹で出願を考えています。どういう写真を添付すればいいですか。

A 「樹体の写真」、「花のアップの写真」、「花の分解の写真」、「果実の写真」、「果実の断面の写真」を基本に添付してください。また、A4サイズの紙1枚に写真1枚（2L版程度のカラー写真）を余白をつけて貼り付け、余白には、出願品種の名称、撮影年月日及び撮影場所（対照品種も同じ。）を必ず記載してください。詳細は、品種登録ホームページの「出願時に必要な写真等（果樹用）」をご参照ください。

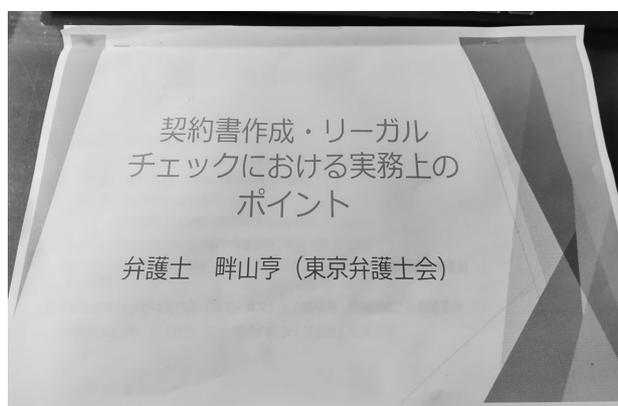
出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

昭和
支部

令和4年度第1回 企業法務研究会

昭和支部 岩木 良太

日時 令和4年7月8日(金)
午後3時30分～5時30分
場所 Zoom開催
講師 弁護士 畔山 亨様(東京弁護士会)
テーマ 『契約書作成・リーガルチェックにおける
実務上のポイント』
出席者 21名



今回は、「契約書作成・リーガルチェックにおける実務上のポイント」をテーマにしたZoom研修を実施しました。担当講師は、契約書の作成実務に精通されている畔山亨弁護士です。

まず、契約書を作成する意味から始まり、初心者でもスムーズに入っていくことができました。次に令和2年4月施行の改正民法が契約書作成業務にどのような影響を与えたかについて、旧法と新法をそれぞれ比較しながら解説をしていただきました。契約書作成・チェックの検討例では、旧法時の契約書と新法時の契約書とを比較しながらの解説で、改正部分が赤字になっていたのも、とても分かりやすく理解が進みました。

また、よくある質問への対応についても実務的な視点から解説をしていただきましたので、業務上の不安点や疑問点が解消されました。

最後の質疑応答時には、複数の会員からの質問に対して一つ一つ丁寧に解説をしていただきましたので、研修内容の理解がより深まりました。

今回の研修は行政書士の契約書作成業務を意識した内容であったため、理解がしやすく、大変有意義な研修となりました。

尾北
支部

令和4年度第1回 支部研修会

会報委員 森 優子

日時 令和4年7月9日(土)
午後3時～4時50分
場所 江南市民文化会館2階第1会議室
講師 1限目 山口 勝司会員
2限目 税理士法人BLUESKY
代表税理士 栗本 知弥様



今年度最初の支部研修会は新感覚の研修として、遺言をテーマにした落語を当支部の山口勝司会員に披露していただきました。

テーマは【三枚の遺言】。行政書士の業務に着目し、コミカルで温かく、予想外な展開で会場の笑いを誘う研修となりました。山口会員は落語家としてもご活躍されているとのこと。是非次回も楽しみにしています！

後半は、相続税に焦点をあて、業際を超えない範囲で行政書士が答えられる一般的な知識について、専門家である栗本講師から教えていただきました。

一般的とは言うものの、身近な税のシステムは解釈を間違えると後からでは取り返しのつかないことになり得ることから、業務の中で安易に答えることの危険性を学び、各会員、自分自身に将来起こりうる身近な研修内容となり、研修終了後にも質問する姿が見られました。

御二方ともご多忙の中、ありがとうございました。

岡崎
支部

「職業倫理と業際」 研修会

会報委員 伊東 毅

日 時 令和4年7月19日(火)

午後2時～4時

場 所 竜美丘会館 501会議室

講 師 岡崎支部 鍋田 建治会員

参加者 14名 (内ライブ配信受講者3名)



数年前から岡崎支部の支部研修は、外部の方を講師としてお迎えするだけでなく、支部の会員が講師となり研修を行うことにも積極的に取り組んでいます。

今回も岡崎支部の鍋田建治会員が講師となり、これまでの豊富なご経験を踏まえて職業倫理と業際についてお話していただきました。

哲学者和辻哲郎やカントのことはや仏教、キリスト教の観点から倫理について解説がなされ、行政書士の処分事例等の紹介がありました。

後半は、今では行政書士試験の科目から外されてしまった行政書士法の各条文や弁護士法第72条などの条文を参照しながら、「行政書士がコンビニでコピーを取る行為は行政書士法第12条の定める守秘義務違反になるか?」「行政書士が相続人の代理人として遺産分割協議に参加し、遺産分割協議書を作成することは弁護士法第72条違反になるか?」などの具体例をもとに解説していただきました。

最後に講師より、『コンプライアンスや責務といった「義務」の先に考えて欲しいことがある。行政書士という職業を通してできる善いことは何か?義務ではなく「権利」を考えてみて下さい。』との問いかけがありました。

職業倫理というと、守らなければならない義務の側面ばかり考えてしまいがちですが、私たち行政書士は業務を通じてご相談者の問題を解決したり、幸せになるお手伝いをすることができる「権利」を持っていることに気付かされました。これまでに受講した倫理研修とは異なり、一歩進んだ視点を持つことができ、とても有意義な研修となりました。

ちよつとひと息 「品種登録」～添付書類編～

Q 写真は必ず添付しないといけませんか。

A 出願品種の確認や対照品種の選定に必要ですので必ず添付してください。なお、提出の際には、A4サイズの紙1枚に写真1枚(2L版程度のカラー写真)を余白をつけて貼り付け、余白には、出願品種の名称、撮影年月日及び撮影場所(対照品種も同じ。)を必ず記載してください。

Q 写真は、A4の台紙1枚に写真3枚を貼り付けて送付してもいいですか。

A 提出していただいた写真はスキャナで読み込みますので、A4サイズの台紙1枚に写真1枚(2L版程度のカラー写真)を貼り付けて送付してください。なお、カラープリンターで印刷する場合も同様です。添付する写真の詳細は品種登録ホームページの「品種登録の手引き」の3-3. 写真【提出写真のポイント】をご参照ください。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

事務局だより

■令和4年6月

1日(水)	前田会長 日行連常任理事会出席 自販連との懇話会開催 運輸交通部会開催 封印管理委員会開催
2日(木)	前田会長 日行連常任理事会、日行連大規模災害対策本部会議出席 日行連マイナンバーカード代理申請手続事業説明会出席
3日(金)	小柳津副会長、川津常務理事、蓬田理事 名古屋出入国在留管理局訪問 八十川理事 封印払出書確認作業
6日(月)	部長会開催 職務上請求書確認作業研修会開催 運輸局との打合せ開催
7日(火)	ADR手続説明会開催 常設無料相談員書類審査開催 職員採用面接開催
8日(水)	総務打合せ開催 経理部会開催 職務上請求書確認 国際部業務相談会開催
9日(木)	外国人の社会保険、労働保険に関する研修会開催
10日(金)	吉川副会長 令和4年度中地協監査会出席 前田会長 令和4年度中地協理事会出席 令和4年度中地協定時総会出席 新規登録受付
13日(月)	新規登録受付
14日(火)	新規登録受付 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 小柳津副会長、川津常務理事 あいち外国人起業&経営支援センター相談員書類審査開催 会報7月号校正会議開催 親族調査書類確認
15日(水)	前田会長 日行連常任理事会、日行連常任理事会・議運合同会議出席 矢澤常務理事 空き家対策担当者会議出席 土地利用部会開催 職務上請求書確認 八十川理事 封印払出書確認作業
16日(木)	令和4年度日行連定時総会出席
17日(金)	令和4年度日政連定期大会出席 八十川理事 封印払出書確認作業
20日(月)	登録証交付式 岩井副会長 職務上請求書指導電話対応 黒澤常務理事 研修会講師打合せ訪問 前田会長、岩井副会長、森越常務理事 県都市総務課意見交換会出席

事務局だより

■令和4年6月

21日(火)	ADR手続説明会開催 常設無料相談員面接審査開催 親族調査書類確認
22日(水)	申請取次行政書士管理委員会開催 支部長会開催 常任幹事会開催 職務上請求書確認作業 親族調査書類確認
23日(木)	常設無料相談員面接審査開催 広報部会開催 私法部会開催 建設環境部業務相談会開催 親族調査書類確認
24日(金)	総務打合せ開催 佐藤理事 封印払出書確認作業、打合せ 法務部会開催 小柳津副会長、伊藤常務理事 県法務文書課、名古屋市広聴課訪問 小柳津副会長、伊藤常務理事 自由業団体当番会出席
27日(月)	法人経営部会開催
29日(水)	あいち外国人起業&経営支援センター委嘱状交付式開催 職務上請求書確認 黒澤常務理事 暴力追放推進委員研修会出席 吉川・小柳津副会長、森局長 県法務文書課訪問

■令和4年7月

1日(金)	正副会長会開催 部長会開催
4日(月)	新規登録受付 岩崎常務理事、佐藤理事 中部運輸局貨物課、自動車技術安全部管理課訪問 運輸交通部会開催 封印管理委員会開催 業務相談力向上研修会（ADR）開催 小柳津副会長、蓬田理事 名古屋出入国管理局訪問
5日(火)	新規登録受付 マイナンバーカード代理申請事業説明会開催 ADR手続説明会開催 建設環境部業務相談会開催 須崎副会長、黒澤常務理事 暴力追放セミナー出席 ADR手続実施者候補者のためのブラッシュアップ講座開催
6日(水)	前田会長 日行連常任理事会出席 職務上請求書確認
7日(木)	前田会長 日行連常任理事会、法改正推進本部会議出席 職務上請求書確認
8日(金)	吉川・小柳津副会長 令和4年度行政書士試験実施に係る説明会出席 黒澤常務理事 研修会講師打合せ訪問 吉川副会長、岡田常務理事 伊藤倫文弁護士事務所訪問

■令和4年7月

12日(火)	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 県指導検査対象者選定開催 総務打合せ開催 須崎副部長、黒澤常務理事 県警組織犯罪対策局（暴排）、県警保安課（法人）訪問
13日(水)	職務上請求書確認 国際部業務相談会開催 監察委員会開催 須崎副会長、黒澤常務理事 暴力追放愛知県民会議訪問 八十川理事 封印払出書確認作業
14日(木)	土地利用部会開催 渡邊常務理事 県総務局長訪問講師依頼
15日(金)	部長会開催 理事会開催 幹事会開催
19日(火)	前田会長 日行連常任理事会出席 ADR手続説明会開催
20日(水)	前田会長 日行連常任理事会出席 前田会長、西堀副会長 日行連理事会出席 西川相談役、吉川・岩井・須崎副会長 日行連各部合同全体会議出席 職務上請求書確認 登録証交付式
21日(木)	前田会長、西堀副会長 日行連理事会出席 西川相談役、吉川・岩井・須崎副会長 日行連各分科会会議出席
22日(金)	名古屋東税務署講師来訪研修会打合せ開催 申請取次行政書士管理委員会開催 行政書士試験派遣会社打合せ開催 建設環境部会開催
25日(月)	インボイス制度に関する研修会開催 岩井副会長、矢澤常務理事、佐藤理事 一宮建設事務所河川整備課訪問
26日(火)	国際部会開催 第1回試験正副サブ責任者会議開催 法務部会開催
27日(水)	法教育打合せ開催 私法部会開催 会報9月号編集会議開催 職務上請求書確認
28日(木)	経営事項審査補助業務要員必須連絡会開催
29日(金)	ADR運営委員会開催

会 | 員 | の | 動 | 向

令和4年7月25日現在

個人会員数 3,212人
法人会員数 73法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第22191331号
会員番号 第6630号
入会年月日 令和4年6月1日
氏名 立松 将嵩

事務所 行政書士法人スペース
名古屋市名東区猪子石原三丁目502番地
電話番号 090-4448-2499 所属支部 中央



登録番号 第22191335号
会員番号 第6634号
入会年月日 令和4年6月1日
氏名 糸 貴嘉

事務所 行政書士糸貴嘉事務所
安城市桜井町城阿原44番地6
電話番号 080-4522-1743 所属支部 碧海



登録番号 第22191332号
会員番号 第6631号
入会年月日 令和4年6月1日
氏名 山田 恵子

事務所 行政書士山田恵子事務所
豊明市新田町子持松3番地9
電話番号 0562-38-7578 所属支部 名南



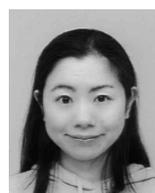
登録番号 第22191336号
会員番号 第6635号
入会年月日 令和4年6月1日
氏名 榊原 俊明

事務所 行政書士榊原俊明事務所
半田市白山町1丁目64番地 アーバン白山B101号
電話番号 080-3622-1785 所属支部 知多



登録番号 第22191333号
会員番号 第6632号
入会年月日 令和4年6月1日
氏名 新原 正人

事務所 行政書士新原正人事務所
名古屋市天白区表山一丁目301番地 (野村八事表山ヒルズ708号)
電話番号 052-838-6799 所属支部 昭和



登録番号 第22191337号
会員番号 第6636号
入会年月日 令和4年6月1日
氏名 白倉 奈々絵

事務所 行政書士白倉奈々絵事務所
豊川市蔵子六丁目3番地7
電話番号 0533-84-6068 所属支部 東三



登録番号 第22191334号
会員番号 第6633号
入会年月日 令和4年6月1日
氏名 樹神 孝志

事務所 樹神孝志行政書士事務所
みよし市根浦町二丁目8番地22
電話番号 090-2130-2883 所属支部 豊田



登録番号 第22191338号
会員番号 第6637号
入会年月日 令和4年6月1日
氏名 林 千尋

事務所 行政書士ちひろ事務所
安城市新田町小山125番地19
電話番号 0566-55-4772 所属支部 碧海



登録番号 第22191339号
 会員番号 第6638号
 入会年月日 令和4年6月1日
 氏名 山屋 直輝

事務所 山屋行政書士事務所
 長久手市喜婦嶽501番地 ロイヤルサンコーB-103号
 電話番号 0561-56-1961 所属支部 東名



登録番号 第22191344号
 会員番号 第6643号
 入会年月日 令和4年6月1日
 氏名 佐々木 龍一

事務所 佐々木龍一行政書士事務所
 岡崎市柱四丁目3番地12
 電話番号 0564-51-0739 所属支部 岡崎



登録番号 第22191340号
 会員番号 第6639号
 入会年月日 令和4年6月1日
 氏名 久坂 梨愛

事務所 行政書士三田事務所
 一宮市木曾川町門間字島海戸48番地23
 電話番号 0586-59-5571 所属支部 一宮



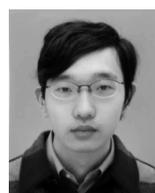
登録番号 第22191345号
 会員番号 第6644号
 入会年月日 令和4年6月1日
 氏名 今井 宗直

事務所 行政書士いまい法務事務所
 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング11階1195
 電話番号 052-856-5621 所属支部 名古屋



登録番号 第22191341号
 会員番号 第6640号
 入会年月日 令和4年6月1日
 氏名 眞崎 大介

事務所 マサキ行政書士事務所
 名古屋市西区比良四丁目43番地 (アヴェニール・ヒラ3A号)
 電話番号 052-990-2157 所属支部 西北



登録番号 第22191346号
 会員番号 第6645号
 入会年月日 令和4年6月1日
 氏名 上家 瑞生

事務所 行政書士上家事務所
 名古屋市中区丸の内二丁目15番16号
 電話番号 052-211-2471 所属支部 中央



登録番号 第22191342号
 会員番号 第6641号
 入会年月日 令和4年6月1日
 氏名 須田 充

事務所 行政書士須田充事務所
 愛西市北一色町北田面162番の1
 電話番号 052-385-9450 所属支部 海部



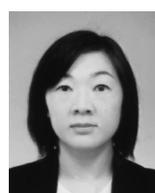
登録番号 第22191640号
 会員番号 第6646号
 入会年月日 令和4年7月1日
 氏名 山口 徹

事務所 山口行政書士事務所
 名古屋市中村区名駅四丁目5番28号 桜通豊田ビル14F
 電話番号 052-462-1987 所属支部 名古屋



登録番号 第22191343号
 会員番号 第6642号
 入会年月日 令和4年6月1日
 氏名 佐藤 雄一

事務所 行政書士佐藤事務所
 名古屋市千種区池下1丁目10番16号
 電話番号 052-759-5755 所属支部 中央



登録番号 第22191641号
 会員番号 第6647号
 入会年月日 令和4年7月1日
 氏名 服部 由佳

事務所 服部行政書士事務所
 名古屋市中村区名駅四丁目5番28号 桜通豊田ビル14階
 電話番号 052-462-1987 所属支部 名古屋

会員の動向



登録番号 第22191642号
会員番号 第6648号
入会年月日 令和4年7月1日
氏名 松本 昌也

事務所 アリーズ行政書士事務所
名古屋市中区丸の内一丁目4番12号 アレックスビル6F
電話番号 052-253-6979 所属支部 中央



登録番号 第22191647号
会員番号 第6653号
入会年月日 令和4年7月1日
氏名 都築 宗明

事務所 つづき行政書士事務所
名古屋市中川区大当郎三丁目412番地
電話番号 090-1475-0761 所属支部 名古屋



登録番号 第22191643号
会員番号 第6649号
入会年月日 令和4年7月1日
氏名 丸井 康弘

事務所 MARU行政書士事務所
名古屋市千種区今池五丁目6番16号 ファミール今池602号
電話番号 080-4545-6157 所属支部 中央



登録番号 第22191648号
会員番号 第6654号
入会年月日 令和4年7月1日
氏名 浅井 達史

事務所 アサイ行政書士事務所
春日井市不二ガ丘1丁目123番地3
電話番号 0568-51-4788 所属支部 尾張



登録番号 第22191644号
会員番号 第6650号
入会年月日 令和4年7月1日
氏名 北村 重男

事務所 きたむら行政書士事務所
名古屋市千種区見附町1丁目14番地(A-303号)
電話番号 052-307-4988 所属支部 中央



登録番号 第22191649号
会員番号 第6655号
入会年月日 令和4年7月1日
氏名 熊谷 浩恭

事務所 行政書士熊谷浩恭事務所
新城市富永字中ヤシキ10番地16
電話番号 0536-24-3261 所属支部 新城



登録番号 第22191645号
会員番号 第6651号
入会年月日 令和4年7月1日
氏名 林 亮太郎

事務所 ハンズ行政書士事務所
名古屋市緑区神の倉三丁目43番地
電話番号 090-6580-1401 所属支部 名南



登録番号 第22191650号
会員番号 第6656号
入会年月日 令和4年7月1日
氏名 内山 洋平

事務所 たつみ行政書士事務所
岡崎市南明大寺町4番地38 M・I・Kビル4階
電話番号 090-4194-3774 所属支部 岡崎



登録番号 第22191646号
会員番号 第6652号
入会年月日 令和4年7月1日
氏名 山下 年明

事務所 山下年明行政書士事務所
名古屋市守山区白山四丁目911番地
電話番号 052-737-2644 所属支部 東名



登録番号 第22191651号
会員番号 第6657号
入会年月日 令和4年7月1日
氏名 平野 まいこ

事務所 クロスティ行政書士法人
名古屋市中区錦三丁目15番15号 CTV錦ビル5階
電話番号 052-950-2100 所属支部 中央



登録番号 第22191652号
 会員番号 第6658号
 入会年月日 令和4年7月1日
 氏名 吉田 幸寛

事務所 行政書士法人F&PartnersCENTRAL
 名古屋市中区栄二丁目6番1号
 電話番号 052-990-1706 所属支部 中央



登録番号 第22191657号
 会員番号 第6663号
 入会年月日 令和4年7月1日
 氏名 細江 貴之

事務所 クロスティ行政書士法人
 名古屋市中区錦三丁目15番15号 CTV錦ビル5階
 電話番号 052-950-2100 所属支部 中央



登録番号 第22191653号
 会員番号 第6659号
 入会年月日 令和4年7月1日
 氏名 長谷 知美

事務所 行政書士法人F&PartnersCENTRAL
 名古屋市中区栄二丁目6番1号
 電話番号 052-990-1706 所属支部 中央



登録番号 第22191658号
 会員番号 第6664号
 入会年月日 令和4年7月1日
 氏名 後藤 洋介

事務所 行政書士法人中村事務所 豊橋オフィス
 豊橋市神明町74 豊橋フロントビル402
 電話番号 0532-39-9280 所属支部 東三



登録番号 第22191654号
 会員番号 第6660号
 入会年月日 令和4年7月1日
 氏名 小幡 佳弘

事務所 行政書士法人F&PartnersCENTRAL
 名古屋市中区栄二丁目6番1号
 電話番号 052-990-1706 所属支部 中央



登録番号 第22191659号
 会員番号 第6665号
 入会年月日 令和4年7月1日
 氏名 関本 知加

事務所 行政書士はじめ法務事務所
 一宮市野口2丁目7番13号
 電話番号 0586-43-5889 所属支部 一宮



登録番号 第22191655号
 会員番号 第6661号
 入会年月日 令和4年7月1日
 氏名 外山 稔

事務所 M'sサポート行政書士事務所
 碧南市城山町五丁目50番地
 電話番号 所属支部 碧海



登録番号 第22191660号
 会員番号 第6666号
 入会年月日 令和4年7月1日
 氏名 木俣 充弘

事務所 行政書士法人ORCA 名古屋オフィス
 名古屋市中区錦2丁目19番21号 広小路TNビル7F
 電話番号 052-211-7805 所属支部 中央



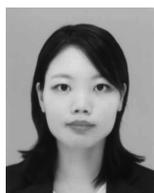
登録番号 第22191656号
 会員番号 第6662号
 入会年月日 令和4年7月1日
 氏名 安藤 瑛美

事務所 行政書士事務所HRM
 岡崎市美合町字南屋敷23番地
 電話番号 070-3275-4781 所属支部 岡崎



登録番号 第22191661号
 会員番号 第6667号
 入会年月日 令和4年7月1日
 氏名 川村 朋子

事務所 川村行政書士事務所
 丹羽郡大口町余野二丁目235番地
 電話番号 090-8076-2667 所属支部 尾北



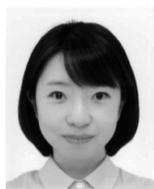
登録番号 第22191662号
 会員番号 第6668号
 入会年月日 令和4年7月1日
 氏名 島田 佳織

事務所 行政書士法人中村事務所 春日井オフィス
 春日井市鳥居松町五丁目31番地 三原ビル2階A・B号室
 電話番号 0568-87-5055 所属支部 尾張



登録番号 第22191663号
 会員番号 第6669号
 入会年月日 令和4年7月1日
 氏名 岡田 友幸

事務所 長良行政書士事務所
 名古屋市中区長良町5丁目43番地の2
 電話番号 052-655-4064 所属支部 名古屋



登録番号 第22191664号
 会員番号 第6670号
 入会年月日 令和4年7月1日
 氏名 田中 朱々香

事務所 行政書士法人NCP 名古屋事務所
 名古屋市中区錦一丁目5番32号 アーク錦ビルディング7階
 電話番号 052-218-5803 所属支部 中央



登録番号 第22191753号
 会員番号 第6671号
 入会年月日 令和4年7月15日
 氏名 山田 敏寛

事務所 行政書士山田事務所
 春日井市篠木町2丁目74番地
 電話番号 0568-29-9958 所属支部 尾張

法人会員の変更案内

法人番号 第1600402号
 会員番号 第H32号
 法人の名称 MMPC行政書士法人
 従たる事務所の名称 MMPC行政書士法人 名古屋オフィス
 社員（脱退） 千賀 勝利
 社員（加入） 堀 勝己
 変更事由 社員の脱退、社員の加入
 所属支部 中央

法人番号 第0501201号
 会員番号 第H3号
 法人の名称 東名行政書士法人
 主たる事務所の名称 東名行政書士法人
 使用人（退職） 西岡 友美
 変更事由 使用人の退職
 所属支部 中央

法人番号 第2116101号
 会員番号 第H85号
 法人の名称 行政書士法人ひびきグループ
 主たる事務所の名称 行政書士法人ひびきグループ
 従たる事務所の名称 行政書士法人ひびきグループ
 千種・本山オフィス
 従たる事務所所在地 名古屋市千種区猫洞通四丁目27番地
 ウェザーフィールド1階
 従たる事務所電話番号 052-890-5411
 社員（加入） 永井 孝幸
 変更事由 従たる事務所の設置、社員の加入
 所属支部 中央

法人番号 第2205001号
 会員番号 第H89号
 法人の名称 行政書士法人ネクサス
 主たる事務所の名称 行政書士法人ネクサス
 従たる事務所の名称 行政書士法人ネクサス 浅野オフィス
 従たる事務所所在地 一宮市浅野字大島8番地
 従たる事務所電話番号 0586-75-7771
 社員（加入） 深川 範江
 変更事由 従たる事務所の設置、社員の加入
 所属支部 一宮

新規法人登録入会の紹介

法人番号 第2207401号
 会員番号 第H91号
 入会年月日 令和4年4月7日
 法人の名称 行政書士法人felicia
 主たる事務所の名称 行政書士法人felicia
 主たる事務所 碧南市源氏神明町287番地
 主たる事務所電話番号 0566-42-1356
 所属支部 碧海

法人番号 第2209801号
 会員番号 第H92号
 入会年月日 令和4年6月1日
 法人の名称 行政書士法人千田久人事務所
 主たる事務所の名称 行政書士法人千田久人事務所
 主たる事務所 名古屋市天白区島田黒石310番地
 主たる事務所電話番号 052-805-0623
 所属支部 昭和

退会者のお知らせ

令和4年7月25日現在

支部	氏名	退会日
名南	東野隆二	令和4年5月25日
昭和	山下博文	令和4年5月30日
名南	村井栄	令和4年5月31日
尾張	樋口佐和	令和4年5月31日
一宮	祖父江紘一	令和4年5月31日
東三	鈴木基雄	令和4年5月31日
一宮	小島恵美子	令和4年6月17日
中央	八幡竜輔	令和4年6月21日
中央	千賀勝利	令和4年6月30日
名古屋	中村桃子	令和4年6月30日
東三	杉戸菖	令和4年6月30日
碧海	小林哲三	令和4年7月1日

ご逝去会員のお知らせ

東名支部 森 實 会員 令和4年6月9日ご逝去 (享年72歳)
 名南支部 河部 徹 会員 令和4年6月11日ご逝去 (享年64歳)
 名古屋支部 大竹 威 滋 会員 令和4年6月14日ご逝去 (享年84歳)
 名南支部 花井 勇 治 会員 令和4年6月15日ご逝去 (享年48歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
 会長 前田 望

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	八木 義昭				単体会変更(岐阜会へ)
中央	中原 有思 行政書士サルビア事務所				事務所名称
中央	大口 千枝 行政書士浅井総合法務事務所	名古屋市東区代官町35番16号 第一富士ビル3階	461-0002	052-508-7373	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	鈴木 省男	名古屋市東区代官町39番22号 太洋ビルディング2階9号	461-0002		事務所所在地
中央	長井 博一			070-8907-7919	事務所電話番号
中央	面岡 友美 BELLEEquipeにしおか行政書士事務所	名古屋市中区金山3丁目9番19号 アーバンプラン金山402	460-0022	050-3188-0858	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	片山 映理子			052-937-4555	事務所電話番号
中央	梶浦 潮	名古屋市中区錦二丁目13番19号 瀧定名古屋ビル7階	460-0003		事務所所在地
中央	永井 孝幸 行政書士法人ひびきグループ 千種・本山オフィス	名古屋市千種区猫洞通四丁目27 ウェザーフィールド1階	464-0032		事務所名称、 事務所所在地
西北	金沢 治彦	名古屋市北区生駒町一丁目15番地6	462-0832		事務所所在地
西北	森越 靖	愛知県名古屋市西区中小田井二丁目255番地 ドリームハイツエンデバー4C	452-0822	052-908-9822	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	植松 伸夫	北名古屋市沖村六反71番地	481-0043		事務所所在地
西北	徳田 章吾	北名古屋市鹿田東海11番地7	481-0004	0568-48-7789	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	川添 真広				単体会変更(岐阜会へ)
西北	加藤 峻一 行政書士加藤峻一事務所	北名古屋市二子比良出64番地2	481-0013	070-5332-7103	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
昭和	千田 久人 行政書士法人千田久人事務所				事務所名称
昭和	村下 郁澄 行政書士事務所ソフィラ	名古屋市天白区塩釜口一丁目712番地 (美幸ビル403号)	468-0073	052-861-7655	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
昭和	宮田 俊英			052-720-1770	事務所電話番号
昭和	河合 敦子	日進市赤池三丁目405番地 ニッシンパークサイドマンション203	470-0125		事務所所在地

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
名南	村瀬 貴光	名古屋市瑞穂区川澄町三丁目23番地 SPACEG 101号室	467-0002		事務所所在地
名南	木町 祐介	名古屋市熱田区野立町2丁目98番地 (野立ハイツB棟202)	456-0066	090-9908-6944	事務所所在地、 事務所電話番号
名南	山田 恵子			0562-38-7578	事務所電話番号
東名	高野 康司 さくら翻訳・国際法務行政書士事務所				事務所名称
尾張	杉浦 譲			0568-90-8088	事務所電話番号
尾北	安田 柊平 行政書士安田柊平事務所				事務所名称
一宮	深川 範江			0586-75-7771	事務所電話番号
海部	奥山 賢二			0567-74-7275	事務所電話番号
海部	須田 充			052-385-9450	事務所電話番号
東三	福井 規晃				単体会変更(静岡会へ)
東三	土生 周宙 行政書士法人NCP 豊橋事務所	豊橋市駅前大通二丁目81番地 emCAMPUSEAST 4階	440-0888	0532-56-5011	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号





COSMOS通信 9月号

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

セミナー・相談会の開催報告

日 時 令和4年6月2日(木) 午後1時30分～4時30分
 場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室 (愛知県大府市)
 相 談 会 相談員：平松支部長 金岩 正雄会員
 相談者：3人

日 時 令和4年6月4日(土) 午後2時～4時
 場 所 県営野並住宅集会所 (名古屋市天白区)
 落 語 成年後見落語
 セミナー 成年後見セミナー
 相 談 会 相談員：平松支部長 伊福副支部長
 溝口広報部長 二村総務部長
 佐野相談部長 中島 崇会員
 山野 伊紀会員 東 芳幸会員
 田口 真理子会員
 山口 勝司会員 宮本 隆会員
 参加者：21名
 相談者：4人

日 時 令和4年6月9日(木) 午後1時30分～4時
 場 所 小牧市役所
 相 談 会 相談員：加藤 邦彦会員 西原 公正会員
 相談者：4人

日 時 令和4年6月21日(火) 午後1時～4時
 場 所 北名古屋市役所 西庁舎
 相 談 会 相談員：土井 正人会員 松井 俊幸会員
 相談者：0人

日 時 令和4年7月7日(木) 午後1時30分～3時30分
 場 所 江南市役所西分庁舎
 相 談 会 相談員：池山 正彦会員 松井 俊幸会員
 相談者：2人

日 時 令和4年7月7日(木) 午後1時30分～4時30分
 場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室 (愛知県大府市)
 相 談 会 相談員：二村総務部長 村下 郁澄会員
 相談者：2人

日 時 令和4年7月21日(木) 午後1時～3時
 場 所 扶桑町老人いこいの家
 相 談 会 相談員：犬塚 智子会員 鈴木 堅太会員
 相談者：2人

セミナー・相談会の開催予定

日 時 令和4年9月1日(木) 午後1時30分～4時30分
 場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室 (愛知県大府市)
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和4年9月3日(土) 午後3時～5時
 場 所 尾西グリーンプラザ (愛知県一宮市)
 寸 劇 劇団コスモスあいちによる公演
 セミナー 成年後見セミナー

日 時 令和4年9月8日(木) 午前10時～12時
 場 所 南粕谷ハウス (愛知県知多市)
 落 語 成年後見落語
 寸 劇 劇団コスモスあいちによる公演
 セミナー 成年後見セミナー
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和4年9月12日(月) 午後1時～4時
 場 所 岩倉市役所
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和4年9月20日(火) 午後1時～4時
 場 所 北名古屋市役所東庁舎
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和4年9月23日(金) 午前11時～午後4時
 場 所 栄オアシス21
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和4年10月6日(木) 午後1時30分～4時30分
 場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室 (愛知県大府市)
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和4年10月6日(木) 午後1時30分～3時30分
 場 所 江南市役所
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和4年10月15日(土)・16日(日) 午前10時～午後3時
 場 所 常滑市大野町「古今散策」
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和4年10月23日(日) 午前10時～午後4時
 場 所 高齢者就業支援センター(名古屋市昭和区)
 落 語 成年後見落語
 寸 劇 劇団コスモスあいちによる公演
 セミナー 成年後見セミナー
 相 談 会 パネルディスカッション
 成年後見等無料相談会

日 時 令和4年11月10日(木) 午後1時30分～4時30分
 場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室 (愛知県大府市)
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和4年11月19日(木) 午前11時～午後4時
 場 所 みんなの元気フェスタinてんぱく(天白区役所)
 寸 劇 劇団コスモスあいちによる公演
 セミナー 成年後見セミナー
 相 談 会 成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局
 TEL 052-908-3022

あとかき

例年より早めの梅雨明け宣言があったにもかかわらず雨が続いた今年夏も、本格的に暑さが到来したことと思います。この暑さの中、会員の皆様は楽しく過ごせたでしょうか？我々士業を業としている自営業者は心身に不具合があっても誰も助けてくれません。もし体調不良・心の不調があると即お客様に迷惑をお掛けすることとなってしまいますので、十分に休息を取り、自分自身の体調管理を万全とした上で、秋から年末に向かっての仕事を充実させていきましょう。

広報部部長 伊藤 直仁

《今月の表紙》 【天正期小牧山推定想像図と現在の航空写真】

小牧山が「小牧山城」として歴史の表舞台に現れたのは永禄6年（1563）です。織田信長が初めて自らの手で築城し、居城としました。その後、稲葉山城（後の岐阜城）に居城を移したため、廃城となりましたが、天正12年（1584）の「小牧・長久手の戦い」で織田信雄・徳川家康連合軍が小牧山の城跡に大規模な改修を施して陣城を築き、本陣としました。江戸時代に入ると、小牧山は家康ゆかりの地として保護されたため、現在でも多くの堀や土塁の跡が残っています。

写真：小牧市教育委員会事務局文化財課 提供
文：同許諾済

会報314号 担当

広 報 部	担 当 副 会 長	小柳津えみ
	部 長	伊藤 直仁
	次 長	水野 悠
	部 員	鈴木 里佳
	部 員	中村 修一
会報委員会	委 員 長	長峰 均
	副 委 員 長	森 優子
	本号担当委員	
	(表紙)	鈴木 里佳
	(会員訪問記)	山崎 仁

会報314号 令和4年9月1日発行

発行人 前田 望
編集人 伊藤 直仁

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL 〈052〉 931-4068 (代)

FAX 〈052〉 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

http://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

行政書士による電話無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお受けいたします

開設日 令和4年 **10月1日(土)**

時間 午前10時から午後4時まで

内容 相続(遺産分割協議書作成)・遺言／各種契約書・合意書／定款作成
法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発許可／戸籍関係／帰化・入管関係
不動産関係／自動車登録／著作権等
※当日は電話相談のみ受け付けます。(常設無料相談会は毎月第2火曜日)

相談専用電話番号 **Tel.052-908-7255**

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分